

## 会 議 録

### 1 会 議 名

平成15年度第2回住居表示審議会

### 2 議 題

住居表示を実施すべき市街地の区域及び住居表示の方法についての諮問・答申

### 3 開催日時

平成15年8月18日(月) 午後1時00分～2時00分

### 4 開催場所

市役所議会棟庁舎 2F 21会議室

### 5 出席した者の氏名

(委員) 岡本博志会長 作本亘副会長 福島司委員 渡辺譲治委員 宮本清志委員  
山平蓉子委員 豊島鈴子委員 鶴田伶子委員 南島吉祥委員 樋口勝彦委員  
高橋もりえ委員 森哲朗委員

(事務局) 総務市民局市民部長 前田市郎  
総務市民局市民部区政課長 松本博子  
門司区役所総務部総務課長 井上勲  
小倉北区総務部総務課長 羽藤啓一  
小倉南区総務部総務課長 山本達臣  
小倉南区総務部総務課選挙統計係長 山口 博  
総務市民局市民部区政課指導係長 山口利美  
総務市民局市民部区政課事務吏員 東田倫広

### 6 会議経過

市 民 部 長 : 大変ながらくお待たせいたしました。委員の皆様お揃いでございますので、ただ今から平成15年度の第2回住居表示審議会を開会いたします。本日の会議の出席者でございます。12名全員の委員さんがお揃いでございます。したがって、北九州市住居表示審議会規則第7条第1項の会議の開催に必要な過半数の出席という条件は満たされておりますことをご報告させていただきます。

議事に入ります前に、人事異動に伴いまして新たに当審議会委員となれましたが、前回の審議会にご欠席のため、ご紹介できませんでしたので、この場をお借りしましてご紹介させていただきたいと思っております。恐れ入りますが、お名前をお読みいたしますので、その場で結構でございます。ご起立をお願いしたいと思います。

福岡県警北九州市警察部次長の樋口委員さんでございます。

(樋口委員挨拶)

市 民 部 長 : ありがとうございました。  
それでは岡本会長、議事進行をよろしく願いいたします。

岡 本 会 長

では、ただいまから議事に入らせていただきます。

本日予定されております議題は、『住居表示を実施すべき市街地の区域及び住居表示の方法について』との議案でございます。

この件につきましては、市長から当審議会へ諮問を受けております。

諮問書につきましては、その写しを委員の皆様のお手元に配布しておりますが、改めて事務局より読み上げをお願いします。

区 政 課 長

それでは、諮問書を朗読させていただきます。

( 諮問書『住居表示を実施すべき市街地の区域及び住居表示の方法について』を朗読 )

岡 本 会 長

それでは、ただ今読み上げました諮問書につきまして、まず事務局から説明を受けたいと思います。

なお、お手元の資料に参考として実施区域の一覧表がありますので、ご覧になりながら説明を聞きたいと思います。それではお願いします。

区 政 課 長

住居表示を実施すべき市街地の区域及び住居表示の方法についてご説明いたします。ただいま会長の方からご案内がございましたように、お手元に「参考」の資料がございますので、そちらも開いていただけたらと思います。

今回実施すべき区域といたしまして、諮問いたしますのは、門司区の黒川地区、清見地区、小倉北区の浅野地区、それと小倉南区の曾根新田地区の3区4地区でございます。総面積1.81km<sup>2</sup>、対象世帯数は平成15年6月現在510世帯、来年の平成16年6月の住居表示実施時の予定世帯数510世帯でございます。

また、住居表示の方法につきましては、道路等の明確な地形地物により区画された街区に付けられる符号、いわゆる街区符号と、街区内にございます建物等に付けられる住居表示のための番号、いわゆる住居番号を用いて表示をいたします「街区方式」でございます。

つづきまして、お手元の資料3・4をご覧ください。それぞれの区域の詳細につきまして、各区の総務課長より委員の皆様方へご説明をいたします。

初めに、門司区でございます。よろしく申し上げます。

門司区役所総務課長

門司区役所総務課長の井上でございます。よろしくお願いたします。門司区では2件ございます。最初に資料3をご覧ください。

まず、門司区大字黒川の一部でございます。位置としましては、門司区の北東部に位置しまして、区域内には九州自動車道の起点となります門司インターチェンジがございます。門司港の市街地と新門司地区を結びます主要地方道門司行橋線から太刀浦コンテナターミナルを結びます県道黒川・白野江・東本町線の沿線の区域を予定しております。面積につきましては0.29km<sup>2</sup>、対象世帯につきましては270世帯を予定しております。

実施区域の範囲といたしましては、東側は大字大積との字境、西側は平成12年に住居表示を実施いたしました高砂町、黒川西一丁目と

の町境に接しております。南側につきましては奥畑川という河川がございましてその川境に、北側につきましては県道黒川・白野江・東本町線より約600mの北側の範囲を予定しております。

市街化への経過でございますが、平成12年7月に大字黒川の西南部で、主要地方道門司行橋線に沿うような形で高砂町、黒川西一丁目～三丁目につきまして住居表示を実施いたしました。今回、残りの北東部地区につきまして、3町内会、約270世帯の住宅が比較的密集しております。

住居表示整備事業実施区域としての選定理由でございますが、平成12年の住居表示実施におきまして、地元自治会より残りの大字黒川についても早期の住居表示の実施をとの地元の強い要望がございましたので、実施区域として選定いたしました。

地元との協議につきましては、平成15年5月に住居表示実施ということで地元自治会に説明を行ないました。実施区域につきましても地元自治会と協議済でございます。新町名につきましては現在地元と協議中でございます。

次に、大字白野江、大字大積の一部でございます。

この区域の位置でございますが、JR門司港駅から東へ2km行きますと清見地区がございまして、その清見四丁目に隣接した形で、県道大積・清見線が清見地区から大積地区へぬける道がございまして、この沿線に、区域面積につきましては0.18km<sup>2</sup>、対象世帯は25世帯がございまして、

実施区域の範囲につきましては、東側は大字白野江地区に、西側は清見四丁目との町境に、南側は大字大積、一部大字大積を含みますがその字境に、また北側は大字門司、大字田野浦との字境になります。

市街化への状況でございますが、昭和46年に県道大積・清見線に沿うような形で、清見地区につきましては住居表示を実施いたしました。その清見四丁目の町境から東側にあります、サヤ峠を越えた所に25世帯の住宅がありまして、ここを今回実施したいと考えております。

住居表示整備事業の選定理由としましては、この区域はほとんどが大字白野江、一部大字大積との公称町名でございますが、自治会や学校の校区につきましては清見地区に属しております。大字白野江ということで、白野江地区と間違えられるなどの生活上の不便が生じておりまして、地元から町名を変更して欲しいとの強い要望がございましたため、今回選定いたしました。

地元協議でございますが、平成15年5月に住居表示実施につきまして地元町内会長に説明を行ない、実施区域につきましても協議しております。

以上でございます。

区 政 課 長

つづきまして、小倉北区の実施区域につきまして、小倉北区総務課長、よろしく申し上げます。

小倉北区総務課長

小倉北区役所総務課長の羽藤でございます。よろしくお願いいたします。お手元の資料5をお開きください。

小倉北区での住居表示実施地域でございますが、JR小倉駅北口にあります西日本総合展示場やAIMの北側に位置しまして、北九州市港湾局が公有水面埋立工事を行ないまして新たに土地が生じたところでございます。

実施区域の状況でございますが、今年の5月に関西汽船の松山航路のターミナルが完成、移転し事業を開始しておりますが、今後につきましては、消防局小倉北消防署の浅野水上分署の建設工事が現在行なわれておりまして、来年春までには完成予定でございます。このため来年6月の住居表示実施時の事業所につきましては、この2つを予定しております。またこの区域につきましては、港湾関連の分譲用地を予定しておりますので、今後港湾関係の整備等が進められるものと考えられております。

以上でございます。

区政課長

それでは、小倉南区総務課長、よろしくお願いいたします。

小倉南区役所総務課長

小倉南区役所総務課長の山本でございます。よろしくお願いいたします。

今回、小倉南区で実施予定の曽根新田地区でございますが、小倉南区の東部に位置しておりまして、北九州空港から南へ約1.8kmの所に位置しております。

実施区域の範囲につきましては、東側は周防灘の曽根干潟に接しており、西側は県道門司行橋線、これは旧国道10号線でございますが、この道路の境に中曽根新町、上曽根新町に接しております。また北側は中曽根東三丁目および六丁目の町界に接しており、その先に北九州空港がございます。この地域は古くは旧国道10号線の辺りまで、入り組んでいた曽根干潟を、江戸時代から次々に干拓してできた地域でございます。この干拓地内を流れる貫側沿いに集落が形成され、周囲を農地に囲まれた地域で、農地の中にも宅地が点在しております。

実施区域総面積は1.30Km<sup>2</sup>、世帯数は215世帯でございます。

今回実施区域として選定しました理由につきましては、この周辺地域は、市街化が進んでおりまして、順次住居表示が実施されております。今回の予定地につきましても、200世帯を超える世帯があることから住居表示の必要性が高いことを考慮し、また地元からの強い要望がございましたことから選定させていただきました。

以上でございます。

区政課長

以上で説明を終わらせていただきます。  
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

- 岡本会長                    ありがとうございました。  
住居表示の実施区域の選定理由につきまして事務局より説明をいただきましたが、ただいまの説明につきまして何かご意見等はございませんでしょうか。
- 作本副会長                小倉南区の曾根新田の関係でございますが、資料で実施区域を赤線で囲って表わしておりますが、囲んだ所全体を実施するということがよろしいでしょうか。
- 小倉南区総務課長        はい。予定区域の北側の中曾根東三丁目、六丁目、ここまで住居表示を実施済みでございますので、それに接続する形で、今回その下の囲った地域全体を実施する予定でございます。
- 作元副会長                そうなりますと、現在集落に今住んでいる住宅に住居番号がつく形になりますが、現在農地にも街区番号が付くような形になるのですね。いつ家を建てても住居表示番号がつく形になるということですね。
- 岡本会長                    小倉南区の実施区域につきましては、下の部分で実施区域になっていないところがありますが、なぜでしょうか。
- 小倉南区総務課長        実施予定区域外の部分につきましては、現在国道10号線との接続部分に近いところから「りんくう団地」へつなぐ道路を建設中ございまして、道路工事によって土地の形状が変わる予定でございます。このため、実施区域選定から外しております。
- 岡本会長                    今のところ、住宅はないのですか。
- 小倉南区総務課長        住宅につきましては、朽網川がございましてその沿線に何軒かございますが、今回の実施区域選定から外しております。
- 渡辺委員                  いま副会長がお尋ねしましたが、実施区域内は現在新田部分であり、そこにそのまま住宅を建ててよいと、そのまま取り扱ってもよろしいのですか。
- 小倉南区総務課長        実施区域につきましては市街化調整区域であり、そのまま、すぐの住宅建設は農地法の関係上農業委員会の手続きなどが必要になると思います。
- 渡辺委員                  住居表示実施予定区域は農振区域であっても住居表示は可能なのですか。
- 小倉南区総務課長        はい、可能です。

- 作本副会長 住居表示は、建物が建つ前に先行して実施しているところがありました。広島に視察に行った時に、建物が無い所にも住居表示を実施しておりまして、建物が建ってから将来番号を付定する取扱の所を視察しました。北九州でも同じ条件があると思いますので、建物が建つのを待つのではなく、将来建つことを見通して住居表示を実施すべきではと意見したことがあります。そうすることによって先に住居表示実施区域にしておけば、将来住宅を建てたときに、はじめから住居番号をつけることができ、これからの住居表示整備事業は実施していかないとおっしゃいました。北九州市内でも、場所によっては集落、道路、集落と入り組んだところがありますので、こうしたところで家が建つのを待っては、いつまでたっても住居表示実施ができないと思います。市街化調整区域や、農業用地などもありますので、そうしたところも判断して整備するべきだと思います。
- 岡本会長 市街化調整区域では開発許可が通常出ないのですか。
- 作本副会長 ある程度まとまった規模で開発しないと難しいでしょう。
- 市民部長 制限がございます。
- 作本副会長 今後は新北九州空港が開港してから、現在の北九州空港がどうなるかという話もあるでしょう。
- 渡辺委員 新空港開港まであと2年という時期ですから、周辺の住民の皆さんも自分の所有している土地に家を建てられるのかとかの話題もあがっております。
- 作本副会長 周辺道路の整備計画もありますので、新空港が開港してから具体的な動きがあり、市街化調整区域の取扱も変化してくると思います。
- 南島委員 先ほどの質問の確認になりますが、市街化調整区域や農地法による建築制限や住居表示実施区域に家を建てる建てないは別として、住居表示を実施してもよろしいのでしょうか。
- 区政課長 はい、町区域設定などの住所表示実施は可能です。  
また実施区域内が農地であれば、転用許可や宅地という地目変更の手続きは必要になりますが、住居表示は町名を設定するということになります。
- 岡本会長 都市計画法上の線引きがまずあって、地域・地区の指定がさらについて、建築基準法上の建築規制がかかっておりますので、開発をするかどうかは別の法律が規制をしているので、住居表示に関する法律、それらは、別の取扱になるということです。

南 島 委 員 市街化調整区域とは、みだりに農地を潰さないようにということで設定されているのですか。

岡 本 会 長 設定としては、市街化を抑制する目的ですから第一次産業用途、農業用途や農産物の販売施設や簡単な加工を行なう施設の建築物は、大丈夫ですけど、それ以外の用途であれば許可は出ません。開発許可が出ないということは、建築確認が出ないということになります。

市 民 部 長 南島委員ご指摘のとおり、本来は住居表示制度につきましては、住居がある程度密集しているところに対して実施するのが原則でございます。しかしながら住居表示と市街化区域あるいは市街化調整区域は制度的に違いまして、例えば副会長が申されたとおり、田圃の中に住宅が点在している場合ですと、いつまでたっても住居表示が実施できない状況でございますので、そこに居住されておられる住民の生活利便上が非常に困るということで、北九州市といたしましても、これまでの住居表示事業は市街化区域を中心として実施してまいりましたが、方針を改めまして、地域住民の生活の利便性を考慮いたしまして、地域住民の総意があるということであれば、積極的に住居表示事業を行なうということで方針転換を行ないました。したがいまして昨年平成14年度の審議会にてご審議を行ないました、平尾台につきまして、ここは市街化調整区域でございましたが、地元住民の利便性などを考慮いたしまして、市街化調整区域でしたが住居表示を実施したところでございます。そこに引き続きまして、今年度曽根新田地区につきましても市街化調整区域でございますが、何よりも地域の利便性を考慮し、また実施予定区域がある程度開発行為が見込まれないことを前提といたしまして、積極的に住居表示を実施していこうとする次第でございます。

ご理解の程宜しくお願いいたします。

岡 本 会 長 居住者の利便性を考慮してということでございます。よろしいでしょうか。

南 島 委 員 将来、禍根を残すことになるかもしれないね。例えば農道のような道路で住宅が1軒ぼつんとある所に住居表示を実施したりすると。後に都市計画整備や区画整理などが実施される時に道路整備が実施されると、道路ができてから住居表示実施するのとで住居表示実施済の対象が再度替わることもあるかもしれないから。

小倉で言えば、旧国道線沿線の整備があるだろうし。道路ができてから改めて住居表示を実施する形になるでしょう。

例えば、八幡西区の若葉に、一～三丁目とあるんですが、三丁目の一画で丘の部分だったところが開発された際に真中に大きな道路ができてしまい、三丁目道路を境に二分されてしまっている。そこに住んでいる住民にとりましては、例えばタクシーを呼ぶときも三丁目といっても実際二箇所あるようなもので、説明が難しいなどの問題があります。住民からは住居表示を替えて欲しいとの要望もあるのですが、

道路ができる度に簡単に変えることは難しいと考えられるのですが、住居表示考え方はどのようになるのでしょうか。

市民部長 今回実施の曽根新田地区について具体的に申し上げますと、南島委員さんが言われたとおり、市街化調整区域を積極的に住居表示を実施しますと、後の開発に影響が出る可能性がございます。今回の実施区域は、道路建設の可能性が見込まれる所につきましては実施区域から外した形で字境を中心に区域を選定いたしました。この区域であれば、現在、将来にわたる開発行為は出ないところを考慮して選定いたしました。

南島委員 開発が無い可能性を選んでいるということですね。

市民部長 はい、開発の可能性があるとところは外しております。

南島委員 可能性の話もありますが、現実に分離した場合もあります。例えば先ほどの若葉三丁目につきましては、道路ができてしまったために若葉四丁目に分けたほうが良いとの住民の意見もあります。学校の校区についても竹末小学校校区と永犬丸小学校校区に分けて欲しいとの意見もあります。こうした意見に対して分けることはできないでしょうか。

市民部長 地形が変わりまして、その区域に例えば河川の関係で袋小路になったとかであれば、修正は可能ですし現在も対応しております。ただ道路ができたからとの理由では対応は難しいところです。

渡辺委員 曽根新田地域につきまして補足させてもらいたいと思いますが、私も住んでおりますので詳しいのですが、この地域は調整区域ではございますけれども、やみくもに水路を入れて作ったわけではなく、区画整理の原点と申しますか、圃場整備を過去20数年前から行なっておりまして、図面のどおりの道路を造っておりまして、この道路の幅は6メートル、排水溝は3メートルの幅があります。このため、いつでも区画整理や将来への整備への対応に切り替えられるように作られております。ご理解の程宜しくお願いいたします。

南島委員 調整区域であっても道路がきちんとできているということですね。

渡辺委員 そうです。区域図に記載されているとおりに道路ができております。

南島委員 となると問題はないですね。

作本副会長 下水道も整備されていますよね。  
いつでも、住宅整備の対応もできると思います。

南島委員 市街地の形ができていますね。



作本副会長

南島委員さんが言われておりますのは、以前住居表示を実施したところが道路建設によって形態が変わることがありますので、今後どうするかという問題です。これは若葉地区に限らず北九州市内共通の問題だと思えます。先ほど事務局からの説明がありましたが、道路ができたからという事情だけでは、変更は難しいということだと思えます。

ただ、地元住民の気持ちや、今後も同じ問題が発生すると思えますので、現在は難しいということですが今後の問題として対応を考えていただければと思えます。

市民部長

承知いたしました。

岡本会長

ただいまの件は将来の問題、また地元のご要望として事務局にお願いしたいと思っております。

その他にご意見ございますでしょうか。

ご意見も出尽くしたようでございますので、諮問についてお諮りいたします。

『住居表示を実施すべき市街地の区域及び住居表示の方法について』の諮問につきましては、原案どおり答申することで、ご異議ございませんか。

委員一同

(「異議なし」の声)

岡本会長

異議なしと言う事でございますので、ただ今諮問を受けました事項につきまして適当と認め、原案どおり答申いたしたいと思えます。

以上で、本日予定しておりました議題については終了いたします。

何かこの他にご発言はございませんか。

よろしいでしょうか。

事務局の方から何か発言はございませんか。

市民部長

本日はどうもありがとうございました。

ご審議いただき、答申をいただきました内容につきましては、9月市議会定例会に提案することになります。委員の皆様のご意見を十分尊重しながら事務を進めてまいりたいと思えます。

なお、9月市議会で住居表示の実施区域及び方法についての議決を経ました後、次回の審議会におきまして、新しい町界・町名案をお諮りすることになりますので、よろしくお願ひいたします。

次回の審議会開催日程などにつきまして、事務局より調整させていただければと思えます。

事務局

(第3回目の住居表示審議会日程についての提案)

それでは、本日の審議はこれもちまして終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

7 傍聴者  
0名

8 問い合わせ先  
総務市民局市民部区政課指導係（山口、東田）  
電話番号 093 - 582 - 2107